

令和6年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和6年3月21日】

1 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせた保険料率等の改定

(7) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額

所得割 100分の7.17 → 100分の8.69

均等割 45,000円 → 49,100円

・後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の2.42 → 100分の2.80

均等割 15,100円 → 16,500円

・介護納付金賦課額

所得割 100分の1.92 → 100分の2.14

均等割 16,200円 → 16,500円

(4) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

・7割減額

基礎賦課額 31,500円 → 34,370円

後期高齢者支援金等賦課額 10,570円 → 11,550円

介護納付金賦課額 11,340円 → 11,550円

・5割減額

基礎賦課額 22,500円 → 24,550円

後期高齢者支援金等賦課額 7,550円 → 8,250円

介護納付金賦課額 8,100円 → 8,250円

・2割減額

基礎賦課額 9,000円 → 9,820円

後期高齢者支援金等賦課額 3,020円 → 3,300円

介護納付金賦課額 3,240円 → 3,300円

イ 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料賦課限度額等の改定

(7) 後期高齢者支援金等賦課限度額の改定（第15条の16及び第19条の2）

220,000円 → 240,000円

※ 基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額については、改定なし

(4) 保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改定（第19条の2）

・5割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (2.9万円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (2.9万5千円×被保険者等の数)

・2割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (5.3万5千円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (5.4万5千円×被保険者等の数)

ウ 未就学児の被保険者均等割額から減じる額の改定（第19条の4）

未就学児がいる場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

(7) 7割減額世帯

基礎賦課額	6,750円	→	7,365円
後期高齢者支援金等賦課額	2,265円	→	2,475円

(イ) 5割減額世帯

基礎賦課額	11,250円	→	12,275円
後期高齢者支援金等賦課額	3,775円	→	4,125円

(ウ) 2割減額世帯

基礎賦課額	18,000円	→	19,640円
後期高齢者支援金等賦課額	6,040円	→	6,600円

(エ) 所得による減額がない世帯

基礎賦課額	22,500円	→	24,550円
後期高齢者支援金等賦課額	7,550円	→	8,250円

エ 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備（第14条の3等）

退職者医療制度の適用を受ける退職被保険者等と、それ以外の一般被保険者の区分が廃止されることに伴い、規定を整備する。

オ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

2 旧元町小学校保全施設整備工事請負契約の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

ア 契約の目的 旧元町小学校保全施設整備工事

イ 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

ウ 契約金額 金23億7,683万6,000円
（変更前の契約金額 金18億3,216万円）

エ 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上和幸

【参考】

① 工期 令和4年12月2日から令和6年12月13日まで

② 支出科目等 令和4年度 一般会計 総務費 企画費
令和5年度 一般会計 総務費 企画費
令和6年度 債務負担行為

